

令和2年度東久留米市各会計決算（下水道事業会計を除く。）  
及び基金運用状況の審査方針

令和3年5月20日決定

1 審査の種類

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定による審査

2 審査の対象

- (1) 令和2年度東久留米市一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和2年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和2年度東久留米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和2年度東久留米市介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和2年度東久留米市各会計歳入歳出決算附属書類
- (6) 令和2年度東久留米市各基金運用状況に関する報告書

3 審査の期間

令和3年7月1日から令和3年8月10日まで

4 審査の方法

審査に当たっては、地方自治法第2条第14項の規定の趣旨と予算議決の精神に留意し、決算計数の正確性について検証する。さらに、予算が法令に基づいて適正に執行されていたか、基金は適正に運用されていたかについて、関係書類と照合し、必要な事項は関係職員の説明を求め審査を実施する。

## [審査の観点]

### 1 一般会計及び特別会計

#### (1) 形式審査

- ① 歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（以下「決算書等」という。）は法令で定める様式を基準として作成されているか。
- ② 決算書等の計数は正確か。
- ③ 歳入歳出決算書、同事項別明細書の科目及び予算計上額は予算書及び同事項別明細書と一致しているか。
- ④ 決算書等の計数は会計管理者及び各予算管理部署の帳簿と一致しているか。
  - ア 歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書の計数は各予算管理部署保管の関係帳票類と相違ないか。
  - イ 財産に関する調書の計数は会計管理者及び各予算管理部署保管の公有財産台帳等と一致しているか。
  - ウ 翌年度繰越額は繰越計算書の金額と一致しているか。

#### (2) 実質審査

- ① 予備審査（計数分析）
  - ア 会計別、款別予算執行状況
  - イ 会計別、款別決算（目的別）の年度間比較
  - ウ 会計別、節別予算執行状況
  - エ 会計別、節別決算（性質別）の年度間比較
  - オ 会計別、自主財源と依存財源の年度間比較
  - カ 地方債現在高の年度間比較
  - キ 債務負担行為の年度間比較
  - ク 資金収支の状況
  - ケ 財政収支の年度間比較
  - コ 経常収支比率の年度間比較
  - サ 実質収支比率の年度間比較
  - シ 公債費比率の年度間比較
  - ス 財政力指数の年度間比較

## ② 内容審査

### ア 共通的事項

- (ア) 違法又は不当な収支はないか。また、出納閉鎖期日後の収支はないか。
- (イ) 年度区分及び会計区分を誤っているものはないか。
- (ウ) 前年度の決算における翌年度への繰越金は相違なく当年度の歳入に入っているか。
- (エ) 財政運営及び資金収支は健全かつ効率的に行われているか。

### イ 歳入

- (ア) 違法又は不当な調定及び調定漏れはないか。
- (イ) 収入済額は予算現額に比して著しい差異はないか。また、前年度と比較して著しい増減はないか。
- (ウ) 収入済額は調定額に比して著しい差異はないか。また、前年度と比較して収入率の低下しているものはないか。
- (エ) 収入方法、収入時期は妥当か。
- (オ) 収入未済、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。
- (カ) 不当に債権を放棄しているものはないか。

### ウ 歳出

- (ア) 事務事業の計画に対する進捗状況は妥当か。
- (イ) 予算額に比して多額の不用額を生じているものはないか。
- (ウ) 予備費の支出又は流用増減額の理由及び手続きは適正であるか。
- (エ) 委託料、工事請負費等の支出の時期及び額は妥当か。また、検査・検収は確実に行われているか。
- (オ) 補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。また、精算報告は確実に行われているか。
- (カ) 継続費の通次繰越、明許繰越、事故繰越等の繰越理由及び手続きは適正か。

### エ 財産

- (ア) 異動増減及び現在高は正確に記録されているか。
- (イ) 財産は効率的に運用されているか。
- (ウ) 目的外使用は妥当か。

### オ その他

- (ア) 前年度決算の指摘事項について必要な措置がとられたか。
- (イ) 監査、検査等において指摘した事項について必要な措置がとられたか。

## 2 基金の運用

### (1) 形式審査

基金の運用状況に関する調書の計数は会計管理者及び各予算管理部署保管の基金台帳、整理簿等と一致しているか。

### (2) 実質審査

- ① 運用状況から見て基金額は適切か。
- ② 基金が設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。
- ③ 違法、不当な運用はないか。
- ④ 回転率の著しく低いものはないか。また、その理由は妥当か。
- ⑤ 運用方法、手続きは適正か。また、運用から生じる収益及び管理に要する経費の処理は適正に行われているか。
- ⑥ 基金台帳、整理簿等の記録は適正に行われているか。